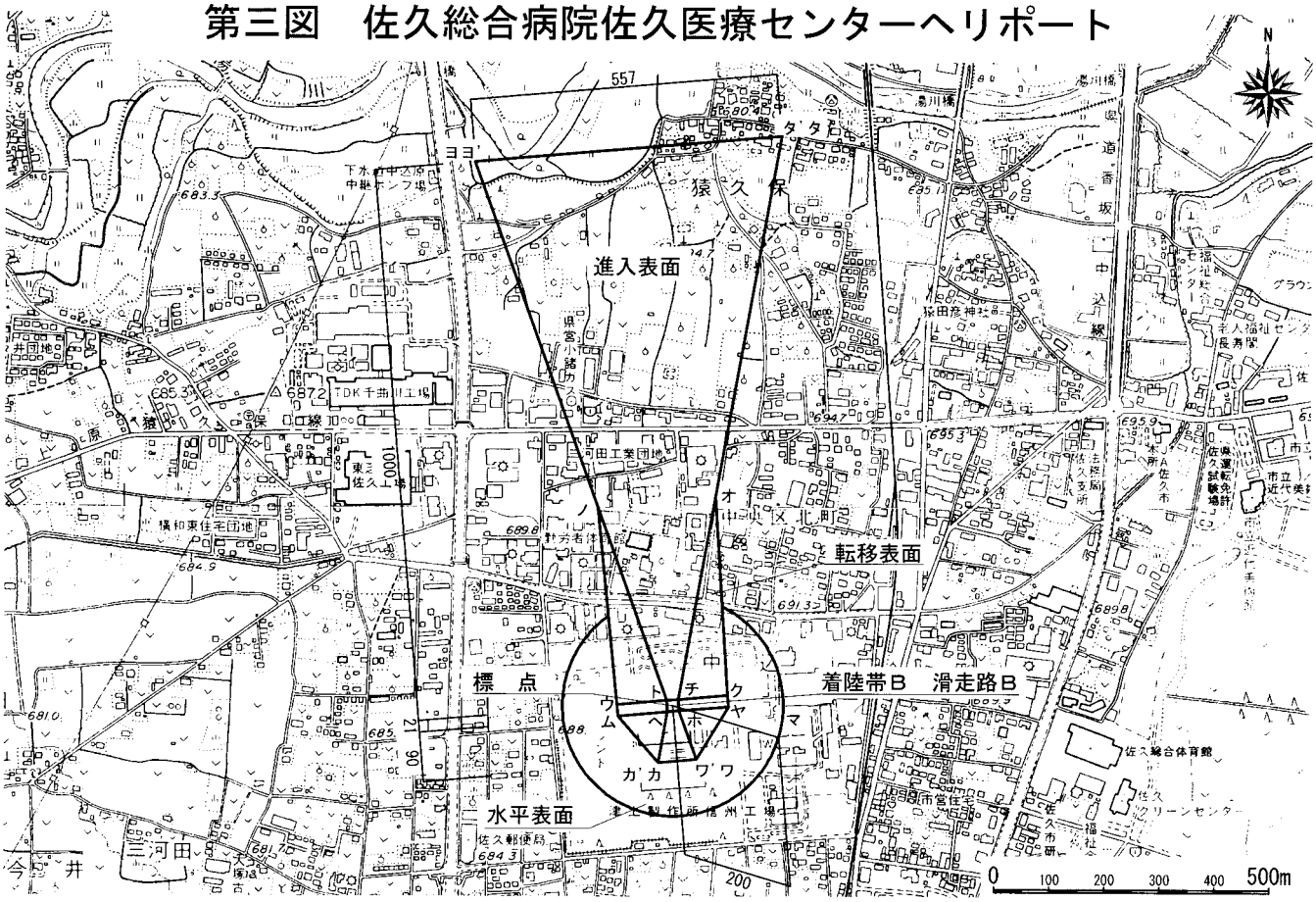
第三図　佐久総合病院佐久医療センターヘリポート



○海上保安庁告示第八十八号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　開発局福島港東副防波堤仮設灯台

位　置

所在地　北海道福島港（東副防波堤外端）

北　緯　四一―二八―三六

東　経　一四〇―一五―四二

塗色及び構造　赤色　塔形

灯　質　単閃赤光　毎四秒に一閃光

光達距離　実効光度一八カンデラ

高　さ　全度　三・〇海里

点灯年月日　北海道開発局函館開発建設部函館港湾事務所管理

記　事　平成二十四年三月一日

地上から構造物の頂部まで四・〇メートル　平均水面上から灯火まで六・三メートル

名　称　木更津港東電富津火力第二ＬＮＧバース灯

位　置

所在地　千葉県木更津港（東電富津火力第二ＬＮＧバース中央）

北　緯　三五―二〇―四四

東　経　一三九―四九―一七

灯　質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）

光達距離　実効光度九二〇カンデラ

高　さ　全度　九・〇海里

点灯年月日　平成二十四年三月一日

記　事　一　附属施設　副灯二個

イ　灯　質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）

ロ　光　度　実効光度三九〇カンデラ

ハ　光達距離　平均水面上から灯火まで七・五海里

ニ　高　さ　平均水面上から灯火まで九・五メートル

名　称　福島港北防波堤灯台

位　置

所在地　北海道福島港（北防波堤外端）

北　緯　四一―二八―四〇

東　経　一四〇―一五―三五

撤去年月日　平成二十四年三月一日

記　事　一時変更

二　東京電力株式会社東火力事業所富津火力発電所管理

ホ　設置場所　本灯の北方約二三〇メートル及び南方約二〇〇メートル

へ　記　事　副灯二個は、本灯と同期している。

○海上保安庁告示第八十九号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　福島港東防波堤灯台

位　置

所在地　北海道福島港（東防波堤外端）

北　緯　四一―二八―四一

東　経　一四〇―一五―四一

変更した事項　名　称　福島港外東防波堤灯台

位　置

所在地　北海道福島港（外東防波堤外端）

北　緯　四一―二八―三五

東　経　一四〇―一五―四五

灯　質　単閃緑光　毎三秒に一閃光

光達距離　実効光度三〇〇カンデラ

高　さ　七・〇海里

変更年月日　平成二十四年三月一日

名　称　東京ゲートブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯）

位　置

所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の西南西方約八一〇メートル）

北　緯　三五―三六―三八

東　経　一三九―四九―三七